

四、前各表料金には手拭、石鹼は含み、調髪用油類は含

まず。ボマード、チソク、香油等を一回二、五瓦以上使用したときは五十錢以内の實費を加算できる。

五、傳染病患者又は出張理髪によるものは本表料金の倍額以内とする。

六、前各表料金には特別行爲税は含まない。

七、何等の名儀を問はず前各表料金を超ゆることを得ない。

八、本理髪、結髪料金表を店頭見易き個所に表示するものとし當該表示のない場合は前各表料金の半額以内とする。

# 鳥取縣公報

昭和二十一年十一月一日  
第千七百五十八號

## 鳥取縣令

○鳥取縣令第八十一號  
地代家賃統制令施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月一日

鳥取縣知事

敬

三

### 地代家賃統制令施行細則

第一條 貸主は昭和二十一年勅令第四百四十三號地代家賃

統制令(以下令と云ふ)第六條第一項第七條第二項若し

くは第十九條第一項の規定による認可の申請又は第十四條

第一項の規定による届出をしようとするときは申請書又

は届書の正本に副本一通を添へ、當該借地又は借家の所

在地を管轄する市町村長を経てこれをしなければならな

い。  
市町村長は前項の申請書又は届書を受理したときは、そ

鳥取縣公報(毎週火曜日発行(休日除く))  
昭和二十一年十一月一日  
第千七百五十八號

### 附則

一

前項の借地臺帳又は借家臺帳の記載事項に變動があったときはその都度その旨を記載しなければならない。

前項の借地臺帳又は借家臺帳の記載事項に變動があつたときはその都度その旨を記載しなければならない。

前項の地域及び貸主の團体は指定の都度これを告示する申請書又は届書は、知事の指定する貸主の團体を豫め經由しなければならない。

前項の地域及び貸主の團体は指定の都度これを告示する

第三條 令第八條第一項の減額の命令があつたときは、貸

主は借主と連署の上申請書を知事に提出しなければなら

い。  
市町村長は前項の申請書又は届書を受理したときは、そ

本令は公布の日から施行する。  
昭和十五年鳥取縣令第六十八號地代家賃統制令施行細則  
はこれを廢止する。

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第四百五十九號

臨時種牡牛検査を次のやうに施行するから検査を受けたい者は十一月十日迄に縣廳へ到着するやうに願書を提出されたい。

昭和二十一年十一月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

### 臨時種牡牛検査日割

検査場所	検査期日	出場區域	検査時刻	摘要
氣高郡正條村	一一月一四日	氣高郡一圓	午前九時	新、繩、監
同 大正村	一五日 同	同	繩、監	
米子市勝田町	一六日 西伯郡一圓 同	新、繩、監		
東伯郡倉吉町	一七日 東伯郡一圓 同	同		

同 法勝寺村	一一日 同	同	同
同 淀江町	一二日 同	同	同
同 御來屋町	一三日 同	同	同
同 東伯郡赤崎町	一八日 東伯郡一圓 同	同	同
同 浦安町	一九日 同	同	同
同 矢絆村	二〇日 同	同	同

種牡牛検査の謂である。

### 二、検査場所は右市町村所在の家畜市場である。

## 正 誤

昭和二十一年十月鳥取縣令第六十三號（生活保護法施行細則中次のやうに正誤する。

第七條中「市町村長が前項の保護の廢止」の項を次の行に繰り下げる。

第八條中「毎度」の毎の次に「年」を挿入する。

第十六條中「第四〇〇號」を「第四百號」に改める。

様式第一號（要保護世帯票（調査票）中記載注意欄の二、「回數」の次に「欄」を同三、「世帯種別」の次に「欄」を加へる。

様式第六號（保護施設設計書）中（三）の（2）「鐵筋」を

「鐵筋」に改める。

様式第八號（保護施設の事務費に對する國庫並に縣補助

金基本額算出調書）中備考の三「延人員一人」の次に

「國民健康保険組合」の次に「又は國民健康保

險組合」を加へる。

二の項中「國民健康保険組合」の次に「又は國民健康保

険組合」を加へる。

別表生活扶助費（一日額）基準額表中地域、世帯構成員

欄に幹線を入れる。

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百一號を次のやうに正誤する。

區域の名稱並びに民生委員の定數中氣高郡「逢坂」を「逢坂」に改め、西伯郡のところ日吉津の次に「大和」

「大和村同」「四」を挿入する。

昭和二十一年十月鳥取縣令第七十六號（民生委員会施行細則）

中次のやうに正誤する。

第二條第二項中「設けたときは」の「は」を削除する。

第七條第二項「分會で」の「で」を「を」に改める。

# 鳥取縣公報

昭和廿一年十一月四日 外月曜日

## 訓令

◆鳥取縣訓令甲第三十八號

市町村長

平和日本再建の極たる日本國憲法は十一月三日公布せられたのであるが、この憲法は内は國家の權力が國民に由來する旨を宣言して、我國政治形態の基礎を明確ならしめ、民主的なる國政の運用と基本的人權の保證を確立し、外は全世界に率先して戰争を放棄し、徹底せる平和愛好國家としての決意を拔擢したものであつて、再建日本の理想の姿がこゝに明瞭にせられたのである。この新憲法の理想を達成して、我國が再び世界國家の一員としての名譽を恢復し、幸福なる國民として再起し得るか否かは一に懸つてこの憲法の掲げる理想を現實化せんとする國民の今後の熱意と努力にあるのであるから、憲法の精神が廣く國民一般に理解

せられるやう、ぞの普及徹底につき格段の努力を致さなければならない。又今回の地方制度改正は憲法改正の精神に則り、地方團體の組織及び運營の民主化を圖り、地方自治の本旨の徹底的實現を期することを目的としたもので、地方自治團體の自主性乃至自律性の強化、住民の自治行政直接參與の範圍擴大、地方行政事務執行の公正と効率の確保等を内容としてゐるのであるが、之に依つて住民各自の自覺と責任感に基く能力を最大限に發揮せしめて、健全なる國政並に地方行政の確固たる地歩を固めんとするもので、新憲法施行の先驅を爲すものである。而してこれらの目的が達成されるか否かはその運用の如何にあるのであるから、直接自治運營の衝に當る者は固より、廣く地方住民が其の精神を体得し地方自治が眞にその住民の創意と責任によつて運營され、日本民主化の基礎を確立することがで